

部長及び参事官

殿

所 属 長

生企発第298号

平成28年3月18日

10年保存（口訓）

本 部 長

猟銃安全指導委員制度の運用について（通達甲）

猟銃安全指導員制度については、猟銃安全指導委員規則（平成21年国家公安委員会規則第12号）、高知県銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（平成21年公安委員会規則第9号）及び「猟銃安全指導委員制度の運用について（例規）」（平成21年12月4日生企発第1370号）により運用しているところであるが、高知県警察公文書管理規程（平成27年6月本部訓令第18号）の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、当該猟銃安全指導委員制度の運用に関し別添のとおり「猟銃安全指導委員制度の運用要領」を定め、平成28年4月1日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

## 別添

### 猟銃安全指導委員制度の運用要領

#### 第1 趣旨

この要領は、高知県警察銃砲刀剣類事務取扱規程（平成17年9月本部訓令第19号）第47条の規定に基づき猟銃安全指導委員の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

#### 第2 猟銃安全指導委員の推薦手続

- 1 署長は、自署管内に居住し、当該管内の事情に精通していると認められる者の中から、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第28条の2第1項に規定する猟銃安全指導委員の要件を具備している者を別記第1号様式の猟銃安全指導委員推薦書により本部長を経由して公安委員会に推薦すること。
- 2 署長は、1の推薦を行うに当たっては、公安委員会が猟銃所持者50人に対して1人の割合で猟銃安全指導委員を委嘱できるよう配意すること。
- 3 署長は、自署管内の猟銃安全指導委員が公安委員会から解嘱されたとき又は自署管内の猟銃安全指導委員が公安委員会に辞職の申出を行い、これを公安委員会が承認したときは、速やかに1により後任の猟銃安全指導委員の推薦を行うものとする。

#### 第3 猟銃安全指導委員に対する研修

法第28条の2第6項に規定する猟銃安全指導委員に対する研修の具体的な事項は、別表の猟銃安全指導委員に対する研修カリキュラムのとおりとする。

#### 第4 猟銃安全指導委員証等の返納等

- 1 署長は、自署管内の猟銃安全指導委員が公安委員会から解嘱されたとき又は自署管内の猟銃安全指導委員が公安委員会に辞職の申出を行い、これを公安委員会が承認したときは、公安委員会が当該猟銃安全指導委員に貸与している猟銃安全指導委員規則（平成21年国家公安委員会規則第12号）第6条第1項に規定する猟銃安全指導委員証及び同条第2項に規定する腕章（以下「猟銃安全指導委員証等」という。）を公安委員会に返納させるものとする。
- 2 署長は、自署管内の猟銃安全指導委員から猟銃安全指導委員証等の再交付の申出があったときは、別記第2号様式の猟銃安全指導委員証等再交付副申書により本部長を経由して公安委員会に副申するものとする。

#### 第5 報告

署長は、自署管内の猟銃安全指導委員が次のいずれかに該当する場合は、

本部長を経由して公安委員会に報告しなければならない。

- 1 法第28条の2第7項各号に掲げる事由に該当したとき。
- 2 辞職の申出を受けたとき。

(別記様式省略)

別表（第3関係）

猟銃安全指導委員に対する研修カリキュラム

研修種別	研修事項	時間数
定期研修	<p>1 猟銃の所持許可の状況並びに猟銃の所持及び使用による危害の発生状況に関すること。</p> <p>(1) 猟銃の所持許可状況、行政処分等の状況等</p> <p>(2) 猟銃による事件・事故の発生状況、猟銃の盗難事件の実態等</p>	1 時間
	<p>2 法第28条の2第2項各号に掲げる職務を遂行するために必要な知識及び技能に関すること。</p> <p>(1) 猟銃所持者に対する助言方法、猟銃の検査に関する技術的な協力方法、民間団体等への協力方法等</p> <p>(2) (1)の実務を行う上での留意事項</p>	2 時間
委嘱時研修	<p>1 猟銃の所持許可の状況並びに猟銃の所持及び使用による危害の発生状況に関すること。</p> <p>(1) 猟銃の所持許可状況、行政処分等の状況等</p> <p>(2) 猟銃による事件・事故の発生状況、猟銃の盗難事件の実態等</p>	1 時間
	<p>2 法第28条の2第2項各号に掲げる職務を遂行するために必要な知識及び技能に関すること。</p> <p>(1) 猟銃所持者に対する助言方法、猟銃の検査に関する技術的な協力方法、民間団体等への協力方法等</p> <p>(2) (1)の実務を行う上での留意事項</p>	2 時間
	<p>3 法第28条の2第2項各号に掲げる職務を遂行するために必要な法令の知識に関すること。</p> <p>(1) 法の目的及び規制の概要</p> <p>(2) 猟銃安全指導委員の法的地位及び職務倫理</p> <p>(3) 猟銃安全指導委員の職務</p> <p>(4) 猟銃安全指導委員の守秘義務</p> <p>(5) その他の関係法令</p>	1 時間